

弘前市における木材の利用促進に関する基本方針

平成 25 年 1 月 17 日策定

平成 31 年 2 月 14 日一部改定

令和 6 年 3 月 14 日一部改定

令和 8 年 2 月 5 日一部改定

第 1 目的

この基本方針は、市内の公共建築物等の整備において積極的に地元産材（注 1）を中心とした木材の利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「促進法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき策定された、県の基本方針（平成 23 年 9 月 21 日策定、平成 30 年 3 月 27 日一部改定、令和 5 年 1 月 18 日一部改定、令和 7 年 10 月 8 日一部改定）「青い森県産材利用推進プラン」に即して、促進法第 12 条第 2 項に掲げる必要な事項を定め、脱炭素社会の実現を目指すものである。

第 2 市の区域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 公共建築物における木材の利用の促進

（1）木材の利用を促進すべき公共建築物

促進法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、促進法第 2 条第 2 項各号及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のようない建築物が含まれる。

① 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民一般の利用に供される社会教育・体育施設（体育館など）、保健・衛生施設（診療所など）、社会福祉施設（児童福祉施設など）、教育・

研修施設（学校など）、行政施設（庁舎など）、住宅施設（公営住宅など）、または、これら以外の都市施設等。

② 市以外の者が整備する①に準ずる建築物

市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる社会教育・体育施設、保健・衛生施設、社会福祉施設、教育・研修施設、公共交通機関の旅客施設及び道路の休憩施設等（併設される商業施設を除く。）。

（2）公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

市は促進法第5条に規定する市の責務を踏まえ、自ら整備する公共建築物において率先して木造化（注2）及び内装などの木質化（注3）を促進するものとする。

また、利用する木材は、可能な限り地元産材を使用するものとする。

（3）積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、（1）の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害活動に必要な施設、治安上又は防衛上から木造以外の構造とすべき施設、危険物等貯蔵施設、文化財収蔵等施設など、機能等の観点から木造化になじまない若しくは困難であると判断されるものは、木造化を促進する対象としないものとする。

2 公共建築物以外における木材の利用の促進

市は、促進法第13条にのっとり、民間の非住宅建築物や中高層建築物等においても木材の利用を図るため、LVL（単板積層材）、CLT（直交集成板）、木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模

木造建築物の設計及び施工に関する情報の提供に努めるものとする。

また、促進法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対する住宅の設計に関する情報の提供に努めるものとする。

3 木材の利用の促進の啓発

市は、木材の利用の促進の意義等について理解を深めるため、各種イベントの開催等、木材の利用に関する情報の発信や普及啓発に積極的に取り組むものとする。

4 国及び関係自治体との連携

市は、木材の利用の促進を図って必要な施策を実現するために、国や関係自治体と相互に連携を図るものとする。

5 建築物木材利用促進協定制度の活用

市は、促進法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、事業者等から締結の申出があった場合、促進法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認した上で締結するものとする。

第3 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

- 1 市は、その整備する公共建築物のうち、第2の1（3）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として木造化を図るものとする。
- 2 市は、その整備する公共建築物について、広く市民の集まる場所や窓口等のほか、対外的な来客の多い空間など、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。
- 3 木造化及び木質化の実施にあたっては、地元産材の使用に努める。
- 4 市は、その整備する公共建築物について、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するよう努めるものとする。また、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。
- 5 市が整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）のうち、国等による環境物品等の調達の推進等に

関する法律（平成12年法律第100号）に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものを同法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

- 6 市の発注する公共土木工事においては、間伐材を始めとする木材の利用に努めるものとする。

第4 その他、市の区域内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

- 1 木材の利用にあたり、設計上の工夫や効率的な木材の調達等により、建設コスト及び維持管理コストの低減に努める。
- 2 備品や消耗品については、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断する。

(注1)「地元産材」とは、県内で伐採された原木（間伐材を含む。）を材料とし、原則として県内で加工された製材品、集成材及び合板等をいう。集成材にあっては、原材料の50%を超える量が県内で伐採された原木を材料とするものをいう。

(注2)「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(注3)「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

附則

平成25年1月17日 施行

平成31年2月14日 一部改定

令和6年3月14日 一部改定

令和8年2月5日 一部改定